

高教組情報

定年延長問題
第1号

(全教職員配布)

2011年10月27日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市 中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827 - 5882

9月30日に人事院が「意見の申出」 定年延長の話はどこまですすんでいるのか

人事院は9月30日、国家公務員の給与についての勧告と同時に、定年の延長についての意見の申出をおこないました。これによって、公務員の定年の延長の議論がどこまですすんだのか、その主な点について解説します。

「意見の申出」は法案の原案 正式決定は法律・条例の改正による

公務員の定年の年齢は、国家公務員は国家公務員法で、長崎県の職員は「職員の定年等に関する条例」で、それぞれ60歳と決められています。ですから、定年を延長するためには、法律と条例の改正が必要になります。

人事院による「意見の申出」というのは、国家公務員の勤務条件についての法律の改正について、人事院が国会と内閣に対して意見を述べる制度です。多くの場合、この「意見の申出」に沿って内閣が法案をつくりますから、法案の原案の意味合いを持つと言ってよいでしょう。今回の「意見の申出」に沿って国家公務員法の改正案がつけられ、国会の審議を経て可決されて初めて、国家公務員の定年の延長が決まります。

私たち県職員の定年の延長については、前述の条例が県議会の審議を経て改正されることによって正式決定となります。ただし、地方公務員法で国の職員の定年を基準として条例で定めることになっていますから、国の定年が変われば、地方公務員も同様に変わることになります。

「2013年度以降定年を段階的引き上げ」 …ほぼ確定的な状況

前述のとおり、定年延長についての正式の議論はこれから始まるわけですが、2013年度には定年が引き上げられることは、ほぼ確定的です。それは、すでに進行している年金支給開始年齢の引き上げで、13年度末に60歳に達している人は、61歳にならないと年金が支給されないことになっており、収入がゼロにならないようにするためには、定年を61歳に引き上げて雇用期間を延ばす必要があるからです。

今回の「意見の申出」でも、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、定年を段階的に引き上げることが提起されています。その内容は下の表のとおりです。

定年延長の 進行予定

年度	2012	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	2025以降
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
該当者の 生年月日	1952.4.2 ～53.4.1	1953.4.2 ～55.4.1	1955.4.2 ～57.4.1	1957.4.2 ～59.4.1	1959.4.2 ～61.4.1	1961.4.2～								

=「意見の申出」での提起内容= 60歳超の給与水準は60歳前の70% 定年前短時間勤務制度を導入



雇用形態の違う民間の給与水準を 強引に適用する乱暴な提起

「意見の申出」で最大の問題は、60歳を超える職員の給与制度の設計です。人事院は、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の約70%に設定するとしています。

具体的には、月々の給与を60歳前の73%とし、ボーナスの年間支給月数を3.00月(現在は3.95月)としています。また、60歳をこえる職員は昇給しないこと、手当は基本的に60歳前と同様に支給することなどを提起しています。

人事院は、給与水準を約70%にする理由として、民間の60歳前半層の年間所得が60歳前の約70%であることをあげています。しかし、民間の60歳以上の雇用は、再雇用など雇用形態の変更にもなつて年収が落ち込んでいるのが現状です。公務の場合は、雇用形態の変わらない定年の延長ですから、民間の水準をそのまま適用するというのは乱暴な提起と言わなければなりません。

定年前短時間勤務は 週15時間30分～31時間の範囲

人事院は、60歳以降について、健康上の理由等に基づく多様な働き方を可能にするためとして、職員が希望する場合は、通常より短い勤務時間で勤務できる制度を導入するとしています。その勤務時間は、1週間当たり15時間30分～31時間の範囲内で各省庁の長が決めるとしています。こ

の場合の給与については、勤務時間と通常の勤務時間の比に応じて支給するとされています。

多様な働き方を可能にするという点は私たちの要求に沿っていますので、制度化にあたって、本人の希望を最優先する民主的な運用を確保することが重要になります。

※この定年前短時間勤務制度は、現行の再任用の短時間勤務制度とは別の制度です。再任用制度は、定年が延長された後も、65歳定年が完成するまでは、定年から65歳までの間、年金が部分的にしか支給されない問題への対応策として残ります。したがって、定年が62歳の場合、62歳までは定年前短時間勤務で、63～64歳は再任用ということもあります。

退職金については具体的提案なし

退職金については、定員や共済等と並べて、「取扱を適切に講ずる」としているだけで、具体的な提案は何も示されていません。ただ、「定年前に退職する高齢層職員の退職手当について、定年退職に比べて不利にならないようにする」と述べられていますし、人事院として、民間の退職金の調査もすることになっていますので、現行の退職金の制度の変更が行われることは確実です。

また、定員の問題では、2013・16・19・22・25の各年度は定年退職者がいないことになり、新採用者確保のための定員の弾力的な扱いが必要になります。

定年延長に教職員の要求を反映させるために あなたも高教組へ